

年度区分	整理番号
平成26年度	37

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 823 円	支出年月日 26年 10月 23日
---------	-------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 ガバナンス10月号
---------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

### 領 収 書

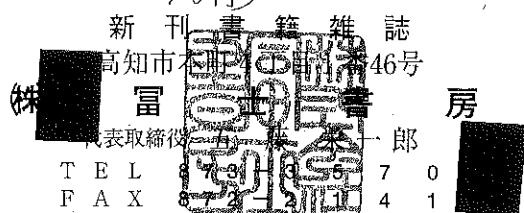
坂本茂雄 様

平成26年10月23日

823.-

但しがバナンス 上記の金額正に領収致しました

10月3



年度区分	整理番号
平成26年度	38

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 9,291 円	支出年月日 26年 10月 27日
-----------	-------------------

1 調査研究費 2 研修費 ③ 広報広聴費 4 要請陳情 等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 郵送料(県政アンケート回答用) (振り込み手数料648円を含む)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

(ご注意)

振込金(兼振込手数料)受取書

預金払戻請求書による振込受付書(兼振込手数料受取書)

26年10月27日

店  
支店  
出張所

みすほ

銀 行 信 用 金 労 金

三号

預金種別	お振込先	お振込口座	お振込額	金額	千億	百億	十億	千万	百万	十萬	万	千	百	十	円	
預金種別	お振込先	お振込口座	お振込番号	8534472												¥ 8643

ニッホ・シェウセン(カ)

日本郵便株式会社

サカモトシケ"オシ"ハシヨ

坂本茂雄事務所

様

高松市二葉町4-14青柳マンション  
[REDACTED]

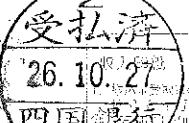
振込手数料

印

648

「お取引に印の承認  
係員様へお手渡しをお求  
めいたします。

当行をご利用いただきまして誠に幸いです。



お振込日 お取扱い行名  
(印) お振込日  
年 月 日

四国銀行 岡山県行  
支店番号 20606001 10.11.2014

年度区分	整理番号
平成26年度	39

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,497 円	支出年月日	26年 10月 29日
---	---------	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	日刊「しんぶん赤旗」購読料(10月分)
-----	---------------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)



坂本 茂雄 様

領 収 書

新聞・雑誌名

部数

金額

3,497 円

日刊「しんぶん赤旗」

1 3,497

2014年 10月分

上記の金額をいかにいたしました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知庄張所  
TEL.088-822-7744

領收日 10/29

年度区分	整理番号
平成26年度	40

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 3,999 円	支出年月日 26年 11月 20日
-----------	-------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情  
等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 書籍代
---------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

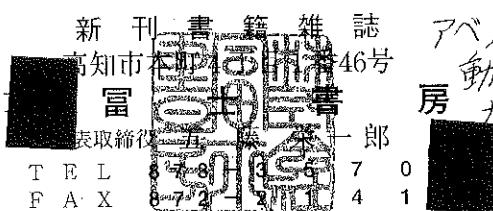
### 領 収 書

坂本 茂雄 様

平成26年 11月20日

但し

上記の金額正に領收取致しました



日本経済と過疎地域の再生 1944円  
アベノミクスと暮らしのゆくえ 670円  
動かすな原発 562円  
ガバナンス 11月号 823円

年度区分	整理番号
平成26年度	41

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 151,200 円

支出年月日 26年 11月 21日

1 調査研究費 2 研修費 ③ 広報広聴費 4 要請陳情  
等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 「県政かわら版」印刷代

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

### 領 収 書

No.

坂本茂雄議員様

金額	1	5	1	5	1	2	0	0
	/	/	/	/	/	2	0	0

但県政かわら版No.47 26年11月21日上記正に領取いたしました。  
印刷代

内 訳

税抜金額 140,000

消費税金額(8%) 11200

〒780-8034 高知市南河内瀬町79-2

有限会社 エコーサービス

代表取締役 田尾順三  
TEL833-1816 FAX833-5088



# 坂本 茂雄 県政かわら版

2014年  
初 冬 号  
NO.47

<坂本茂雄県議会だより>  
■高知市丸ノ内1-2-20  
県議会 県民クラブ控室  
TEL 088-823-9523  
FAX 088-823-9063

9月定例会

## 台風豪雨災害復旧など

# 188億円余の補正予算案可決



坂本議員は、9月定例会において、県民クラブを代表して質問しました

意見書議案では異例の賛疑が行われた自民党提出の「『慰安婦問題』について適切な対応を求める意見書」については、共産党議員が質問と反対討論をするなか、坂本議員をはじめとした県民クラブも含めた14名の反対がありましたが、自民党とみどりの会の賛成多数で可決されました。

最近の自民党会派は、国政与党の公明党会派の賛成は得られなくとも、「数の力」で押し通す議会姿勢が見受けられており、国政の暴走に追隨する

ことのないよう、県民の皆さんとともに注視していく必要があります。

**政務活動費、まずは透明性の確保を**

坂本議員も参加している「政務活動費の運用のあり方にに関する検討会」において、見直しの議論が継続される。これまでに検討し合意した「情報公開のあり方」については、来年度から実施することとなりました。

これまで真議会に提出する必要がなかった会計帳簿の提出を義務つけ、この会計帳簿に加え、これまで議会への提出義務はあつたものの、県議会への

10月14日、9月定例県議会は8月の台風豪雨による災害復旧費用などを盛り込んだ一般会計総額で188億円余の補正予算案などを可決し、閉会しました。補正予算には、8月の台風12号・11号の豪雨で被害を受けた道路や河川堤防、それに農業用ハウスなどの復旧費用など129億4千7百万円や、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化として土砂災害対策や住宅の低コスト耐震化などを進める費用25億1千9百万円、また来年4月から県東部で開催される「高知家・まるごと東部博」や「2016奥四万十博」の開催に向けた観光拠点施設の整備支援など経済の活性化に1億4千6百万円、教育の充実のため3千万円などが計上されています。

**自民党会派**

**数の力で強行可決**

**慰安婦問題について適切な対応を求める意見書**

明党会派の賛成は得られなくとも、

頂いた政務活動費に関する結果とご意見は、「政務活動費の運用のあり方に

関する検討会」に提出し、皆さんに見

て頂いた上で、議論をしているところ

書室でしか閲覧できなかつた収支報告書、領収書その他証拠書類、主要な政務活動の内容を記載した書類などあわせて4種類の書類を今後、議会のホームページ上で2015年7月1日から全て公開すること、また、昨年度から飲食を伴う会議にも充当できることなどなりました。

さらに、情報公開条例に基づく請求があつた場合は、ホームページで公開する文書をCD-Rで交付することとなりました。しかし、宿泊料など実費支給課題の扱いが残つており、議論が継続されています。

なお、「県政アンケートはがき」で頂いた政務活動費に関する結果とご意見は、「政務活動費の運用のあり方に

## 県政意見交換会のご案内

■第57回 12月14日(日) 15:00～  
一宮ふれあいセンター

■第58回 12月20日(土) 15:00～  
介良ふれあいセンター

■第59回 12月21日(日) 15:00～  
初月ふれあいセンター

# 公共交通政策、まちづくりのあり方や防災対策などで意見反映

坂本議員は、10月1日の代表質問で、必要な国土の保全や水源の涵養、安定公共交通政策、自転車を通じたまちづくりと交通安全政策、タウンモビリティ、防災・減災対策、公文書管理のあり方、公務員給与制度の総合的見直し、高校再編振興計画（案）における県立西・南中高校の統合などについて質問し、県民の皆さんから、日頃の県政意見交換会などで頂いているご意見を反映させて頂きました。

## 代表質問

### 自治体消滅・高知市一極集中の回避を

【質問】自治体消滅の可能性や高知市への一極集中を回避し、地方の中の地方の切り捨てとならないためにどうするか聞く。

【答】地方中枢拠点都市圈構想は、地方が踏みどりまるための拠点を形成するもので、本県では、高知市を中心とした圏域が対象となる。高知市に都市機能の集積が図られることなどにより、高知市への一極集中化が進むことが懸念される。

### 被災者生活再建支援制度の拡充を

他方、中山間地域は、高知市など都市部の住民が安心して生活するために

### 公共交通政策は県下全体も見据えて

【質問】県民参加の下に、県下全体を見据えた地域公共交通計画を策定すべきではないか聞く。

【答】公共交通の課題は地域性が高いことから、具体的な取組を目指すためには、対象となる交通機関や課題を共有できる地域ごとに取り組むことが効果的だ。広域的な計画の策定について市町村の意向を確認した上で、県も積極的に参画し、当然、住民にも関わっていただき、一体となって施策を推進していく。

### 自転車を通じたまちづくりと交通安全政策について

【質問】環境負荷の減少、利用者の健康増進、公共交通の利用促進などの面からも、「自転車がまちを変える」との気構えで自転車活用計画を策定するなど「自転車を通じたまちづくり」を取り組めないか聞く。

【答】自転車は、比較的気軽な移動手段であり、健康づくりの有効な手段

われる被害を受けた被災者の負担については、居住する市町村単位全体の災害の規模や全体としての災害の規模の大小に関わらず、被災者への支援については、検討すべき課題であると認識している。

【質問】場に立った被災者生活再建支援制度を検討することができないか聞く。

【答】災害の都度、県独自の制度を設けて、支援法の対象とならない市町村の被災者に対しても支援を行ってきただ。その一方、局所的集中的な豪雨が頻発する近年の状況では、これまでの枠組みでは支援できないケースも想定されるので、自然災害により家の建物を余儀なくされる全壊または大規模半壊といった生活基盤が著しく損なわれる被害を受けた被災者の負担につれては、居住する市町村単位全体の災害の規模や全体としての災害の規模の大小に関わらず、被災者への支援につけては、検討すべき課題であると認識している。

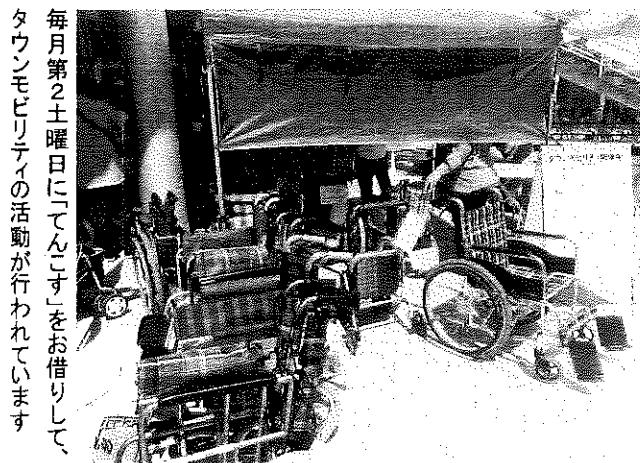
【質問】交通ルールを守ることを促すハード面などの環境整備のあり方に

【答】土木部長 当面は、自転車が、自転車歩行者道を通行する際の安全性の確保のため、車道寄り部分を徐行しなければならないことなどのルールを周知する看板の設置や路面への表示を、警察と連携して検討する。

住宅街等の限られたエリアの生活道路において、地域住民の合意のもと、警察と連携して使う自動車の走行速度を抑制するためのスラロームやクラシック、路面の一部を盛り上げるハンプの設置などがあるが、一般的には、一時停止や減速を促すための路面表示や看板の設置といった、注意喚起を行う手法による環境整備が望ましいと考えている。

【質問】警察本部長 わかりやすい交通信号機、交通標識などの交通安全施設の整備が必要と考える。一定の区域に対する

であり、環境への負荷が小さく、交通渋滞の緩和にもつながるなどコンパクトシティーを進める上でも、自転車の位置つけは重要である。まちづくりの視点で自転車利用を取り入れることで、公共交通ネットワークが脆弱な本県では、自転車と公共交通の組み合わせによる環境を整えることで、公共交通の新たな利用者の掘り起こしにつながることなどから、多様な検討を重ね、よくよく勉強したい。



る交通規制や安否施設を整備する、ソノ30の促進などの交通環境の整備を推進していく。

**タウンモビリティの取り組みで商店街の活性化とユニークサルデザインを**

【質問】街のユニークサルデザイン化を進めるタウンモビリティについて、取組を継続していくための支援について聞く。

【地域福祉部長】利用者のニーズに応えられる安定した運営の確保について、高市と協議を行っていく。

【質問】地域防災力の底上げを図ることで、地域への支援について聞く。

【危機管理部長】地区防災計画を作成する際に、早い段階から専門家などの助言を受けることが有効だと考えられるので、こうした取組に対して地域防災対策総合補助金を活用し、市町村と連携し、支援を行っていく。

計画策定後も継続的な活動を行うことが重要であるため、防災訓練や防災学習会の開催など、地域が行う活動について、同様の支援を行う。

## 公文書管理の施設体制・人材の在り方は

【質問】本県における公文書の存在意義と公文書保存の在り方、人材の確保などについて聞く。

【知事】公文書は、県民共有の貴重な

商工、観光など様々な観点から検討を行う必要があるため、運営団体や商店街の意向も踏まえ、関係者間で協議を行いう場の設置について高知市と調整を行っていく。

また、空き店舗などを活用した常設の活動拠点の確保に向けては、福祉や街の意向も踏まえ、関係者間で協議を行いう場の設置について高知市と調整を行っていく。

## 地区防災計画の策定へ支援も

【総務部長】保存対象は、県の公文書を念頭に検討している。地域に埋もれた近現代史の重要な資料等を適切に収集保存し、県民共有の財産として活用するため、歴史民俗資料館や新たに整備される新資料館、市町村など関係機関との連携で、検討する必要がある。アーキビストを始めとした専門職員の養成、確保は不可欠。今後、公文書館の検討の本格化の際には、外部有識の方々の意見も聞きながら、検討を進める。

## 給与制度の総合的見直しについて

【質問】今までの調査方法にもとづかない「給与制度の総合的見直し」は導入すべきでないと考えるが聞く。

【人事委員長】給与制度の総合的見直しは、地方公務員の給与にも大きな影響を与える重要な課題であり、人事委員会としては、給与構造改革以降、制

## 高校再編振興計画(案)における県立西・南中高校の統合について

【質問】「おおむね理解」しかされないと考えるのが聞く。

【教育長】両校の統合については、本年4月以降、教育委員協議会で、保護者を始め、学校関係者と丁寧な協議を重ねてきた。しかし、ご理解の仕方も積極的な評価からやむを得ないといった消極的なものまで幅があることや、高知南中・高等学校の関係者の中には、学校に対する強い思いから、個人レベルでは十分な理解とまで至っていない方もおられること、そういう意味を込めて、「おおむね理解」という表現を

した。今後とも、こうしたさまざま思いがあることは重く受けとめていかなければならない。今後、策定する県立高等学校再編振興計画に沿って各学校の定員管理をしっかりと行うことでのそれぞれの生徒が個々の適性に応じた進学が可能となるよう努めていく。

# 「県政アンケートはがき」でたくさんのご意見を頂きました

皆さんのご協力で、「県政アンケートはがき」は、261通のご回答を頂きました。ご協力ありがとうございました。

優先順位1位と選択された数では、「南海トラフ地震対策の加速化」が90人で最も多く、「県民の命と健康、福祉を守り、生きづらさを克服するための施策の拡充」が57人、「平和憲法を尊重した、県民本位の民主的県政と真

た。

しかし、上位7つの選択で、1位7ポイント、2位6ポイント、3位5ボ

イント、4位4ポイント、5位3ポイ

ント獲得という形で集計したところ、「県民の命と健康、福祉を守り、生きづらさを克服するための施策の充実」が1232ポイントでの1位をはじめ

ました。

上表のとおりとなりました。  
それぞれに県民の皆さんのが表われた結果になっていると思いますが、自由記載欄にも、貴重なご意見がありました。

合で、全ては掲載できませんが、一部抜粋の上、掲載させて頂きまし

た。

なお、この結果については、質問に対しても頂きました。

つくること。▼地震対策は大事だが、「逃げる!」を標語として前面の充実に重点を移すべし。▼南海地震対策で家庭の耐震用具の価格が高く、多くの人が買ひ扱っている。県民の命を思うなれば補助手段を考えほしい。▼津波浸水地域にある住宅に

多い。▼高知白バイ事件の解明を。▼安全なエネルギー確保の推進。県土の84%の山の活用方法の確

1. 優先すべき施策(上位10)	立派費 額	議員費 額	合計 額	総合優先 順位
① 南海トラフ地震対策の加速化	90	226	1,178	2位
② 県民の命と健康、福祉を守り、生きづらさを克服するための施策の充実	59	235	1,232	1位
③ 産業振興計画の推進など経済の活性化と雇用拡大	32	209	927	3位
④ こどもが大切にされる教育と安全な環境確保	8	181	706	5位
⑤ 生徒減少に向けた高校再編・統合	0	43	106	10位
⑥ 抜本的な人口減少対策	16	157	629	6位
⑦ 平和憲法を尊重した、県民本位の民主的県政と真の地方自治の確立	39	181	807	4位
⑧ 男女共同参画で、家庭、仕事、雇用環境の調和と整備を図り、子育ての支援策の強化	1	181	549	8位
⑨ 農林水産業の振興と安全・安定の食糧供給と雇用拡大	8	185	596	7位
⑩ 移住対策の推進と中山間地域対策	0	84	191	9位

2. 政務活動費や費用弁償は、どのような見直しが必要か	回答 数
ア・成果品添付などの義務づけ	201
イ 政務活動費の金額の削減	88
ウ 政務活動費の公開は、議会HPで行うなど閲覧・コピーの簡素化	66
エ 費用弁償は、定額ではなく実費の旅費計算とし、半日以上議会に滞在するなど支給対象の見直し	154

上表のとおりとなりました。  
それぞれに県民の皆さんのが表われた結果になっていると思いますが、自由記載欄にも、貴重なご意見がありました。

上表のとおりとなりました。  
それぞれに県民の皆さんのが表われた結果になっていると思いますが、自由記載欄にも、貴重なご意見がありました。

上表のとおりとなりました。  
それぞれに県民の皆さんのが表われた結果については、質問に対する回答をさせて顶きました。

上表のとおりとなりました。  
それぞれに県民の皆さんのが表われた結果になっていると思いますが、自由記載欄にも、貴重なご意見がありました。

上表のとおりとなりました。  
それぞれに県民の皆さんのが表われた結果については、質問に対する回答をさせて顶きました。

上表のとおりとなりました。  
それぞれに県民の皆さんのが表われた結果については、質問に対する回答をさせて顶きました。

つくること。▼地震対策は大事だが、「逃げる!」を標語として前面の充実に重点を移すべし。▼南海地震対策で家庭の耐震用具の価格が高く、多くの人が買ひ扱っている。県民の命を思うなれば補助手段を考えほしい。▼津波浸水地域にある住宅に多い。▼高知白バイ事件の解明を。▼安全なエネルギー確保の推進。県土の84%の山の活用方法の確立。

つくること。

つくること。▼地震対策は大事だが、「逃げる!」を標語として前面の充実に重点を移すべし。▼南海地震対策で家庭の耐震用具の価格が高く、多くの人が買ひ扱っている。県民の命を思うなれば補助手段を考えほしい。▼津波浸水地域にある住宅に多い。▼高知白バイ事件の解明を。▼安全なエネルギー確保の推進。県土の84%の山の活用方法の確立。

つくること。

年度区分	整理番号
平成26年度	42

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票 (議員用)

金 84,456 円 支出年月日 26年 11月 21日

1 調査研究費 2 研修費 ③ 広報広報費 4 要請陳情 等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 県政報告郵送料

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

### 領 収 書

第 264981-3号

おなまえ	坂本 茂雄 様	<領収内訳>
受領 金額	百万 千 百 十 五 六 円 内消費税額 ￥6,256 円	現金 84,456 円
		小切手 円
		切手 円
		証紙 円

※ 金額欄を訂正しているものは無効です

#### お取引の内容

郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 〔別納〕計器予納金 受取人払 着払 その他( )	販賣料金特例BC(@ 51 円) × 1656 (枚・個・通・件) (@ 円) × (枚・個・通・件) (@ 円) × (枚・個・通・件) (@ 円) × (枚・個・通・件)	払込期間及び払込月数				
			年 月期から 年 月期まで 年 か月分				
保険	2回目以降の保険料の払込み	保険証券(書)の記号番号	年 月期から 年 月期まで 年 か月分				
			年 月期から 年 月期まで 年 か月分				
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他( )		年 月期から 年 月期まで 年 か月分				

上記の金額を、確かに領収いたしました。

取扱郵便局

高知東 郵便局

26年 11月 21日

電話番号

088-878-4881

日本郵便株式会社  
(所在地: 東京都千代田区霞が関1-3-2)

受領者氏名

弘田 貴義



※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 264981-3号

年度区分	整理番号
平成26年度	43

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 49,152

円

支出年月日

26年 11月 21日

1 調査研究費 2 研修費 ③ 広報広聴費 4 要請陳情  
等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 県政報告郵送料

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

### 領 収 書

第 11111111111111111111 号

おなまえ	坂本 茂雄 様									
受領 金額	百万 749152 円									
内消費税額	円									

#### <領収内訳>

現金	49152	円
小切手		円
切手		円
証紙		円

#### <業務委託元等>

- 株式会社ゆうちょ銀行
- 株式会社かんぽ生命保険
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

※ 金額欄を訂正しているものは無効です

#### お取引の内容

郵便	切手・葉書・印紙、販売品の販売 郵便料金の収納 〔別納・計器予納金 受取人払 着払 その他( )〕	立内437円(64) (@ 64 円) × 763 (枚・個・通・件)
		_____ (@ _____ 円) × _____ (枚・個・通・件)
		_____ (@ _____ 円) × _____ (枚・個・通・件)
		_____ (@ _____ 円) × _____ (枚・個・通・件)
貯金		
保険	2回目以降の保険料の払込み	保険証券(書)の記号番号 年 月期から 年 月期まで 年 か月分
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他( )	年 月期から 年 月期まで 年 か月分
		年 月期から 年 月期まで 年 か月分

上記の金額を、確かに領収いたしました。

26 年 11 月 21 日

取扱郵便局

高知西

郵便局

電話番号

0888-342-2222

受領者氏名

岡止萌子

【郵便局】  
収入印紙

課税相当額  
以上貼付

担当者  
印

日本郵便株式会社

(所在地：東京都千代田区霞が関1-3-2)

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 11111111111111111111 号

年度区分	整理番号
平成26年度	44

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 3,497 円	支出年月日 26年 11月 27日
-----------	-------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情  
等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 日刊「しんぶん赤旗」購読料(11月分)
-------------------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)



坂本 茂雄 様

新聞・雑誌名

部数

金額

3,497 円

日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497 2014年 11月分

上記の金額をしきにいたしました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知庄張所  
088-822-7744

11/27 役者 [Redacted]

領  
収  
書  
日

年度区分	整理番号
平成26年度	45

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 900 円	支出年月日 26年12月8日
---------	----------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情  
⑤会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費  
等活動費

内 容 県政意見交換会会場費(初月ふれあいセンター使用料)
-------------------------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

#### 3 2 400 納入通知(納付)書兼領収証書

高知市 二葉町 6-16	
坂本 茂雄 様	
年度	調定番号
26	000000027
所属	1020 地域コミュニティ推進課
科目	会計 款項 目 節 細節
	011301070525
金額	1,900 円
納入期限	26.12.19
初月ふれあいセンター使用料	
ただし、	
上記のとおり高知市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関へ納入して下さい。	
平成26年12月5日	
高知市長	
領收証書	上記金額を領收しました。 26.12.8
付印	四国銀行 県庁

— 高知市 — 39201

年度区分	整理番号
平成26年度	46

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金	1,320	円	支出年月日	26年12月8日
---	-------	---	-------	----------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情  
等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	県政意見交換会会場費(介良ふれあいセンター使用料)
-----	---------------------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

### 32 400 納入通知(納付)書兼領収証書

高知市

二葉用 26-128

坂本 茂雄 様

年度	調定番号
26	0000000046

所属	地域コミュニティ推進課
会計	款項

科目	目	日	節	細節
21	20	12	7	2

金額	1,320 円
----	---------

納入期限
------

ただし、介良ふれあいセンター使用料

上記のとおり高知市前金總額開、指定代理金總額  
領又は領收代理金總額開へ納入して下さい。

平成26年12月8日

高知市長



高知市 39201

年度区分	整理番号
平成26年度	47

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金	2,551 円	支出年月日	26年12月22日
---	---------	-------	-----------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	書籍代
-----	-----

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

### 領 収 書

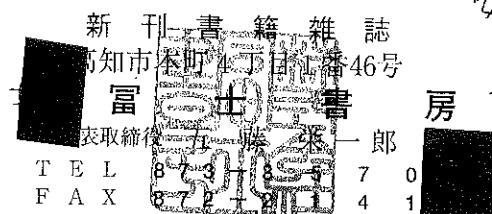
坂本 茂雄 様

平成26年12月22日

2,551,-

但し

上記の金額正に領収致しました



年度区分	整理番号
平成26年度	48

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,497 円	支出年月日	26年12月25日
1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情 等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費			
内 容	日刊「しんぶん赤旗」購読料(12月分)		

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）



領 収 書

坂本 茂雄 様

新聞・雑誌名 部数 金額

3,497 円

日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497 2014年12月分

上記の金額をしかばねいたしました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
Tel.088-822-7744

領  
取  
日

12/25

報  
者

年度区分	整理番号
平成26年度	49

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金	1,080	円	支出年月日	27年 1月 16日
---	-------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情  
⑤会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費  
等活動費

内 容	県政意見交換会会場費(春野公民館使用料)
-----	----------------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 証 書	
支 払 者 住 所 氏 名	高知市 二葉 町 丁目 4番14号 県議会議員 番地 坂本 茂雄 様
一金 1,080 円也	
但し 春野公民館 使用料 2/4 2階 会議室	
上記金額領収しました	
平成 27年 1月 16日	
高知市出納員 角原康夫 	
	

№ 3521-34

年度区分	整理番号
平成26年度	60

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 1,050 円

支出年月日 27年 1月 21日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費  
等活動費

内 容 県政意見交換会会場費(長浜ふれあいセンター使用料)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

#### 3 2 400 納入通知(納付)書兼領收証書

高知市	二葉用子
坂本茂雄様	
年度	調定番号
26	000000047
所属	地域コミュニティ推進課
料目	会計 款 項 日 節 細節
	011301070535
金額	1020
納入期限	27.2.13
ただし、長浜ふれあいセンター使用料 大手川	
上記のとおり高知市賄定金取扱課、指定期間内に領收証書又は領收書面にて領收料金額を領收して下さい。	
平成27年1月20日	領收書
高知市長	27.1.21
四国銀行下知 39201	

年度区分	整理番号
平成26年度	51

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 2,400 円 支出年月日 27年 1月 21日

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情  
等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 県政意見交換会会場費(高知市下知コミュニティセンター使用料)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

3 2 400 納入通知(納付)書兼領収証書

高知市 知字明27日 4-10-404	
坂本 茂雄 様	
年度 26	調定番号 436
所属 1020	地域コミュニティ推進課
科目 01130101070537	款項日節細節
金額 2,400 円	
納入期限 平成27年3月27日	
ただし、高知市下知コミュニティセンター 3/26 (日)午後1時までに 14:00 17:00	
上記のとおり高知市指定金融機関、指定代理金融機 関又は取扱代理金融機関へ納入して下さい。	
平成27年1月14日	
高知市長	
領 收 証 書 印	上記金額を領收しました。 高知市指定金融機関 指定代理金融機関又は 取扱代理金融機関 27.1.21 四国銀行 下知

高知市

39201

年度区分	整理番号
平成26年度	52

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 3,349 円	支出年月日 27年 1月 22日
-----------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情  
等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 書籍代
---------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

### 領 収 書

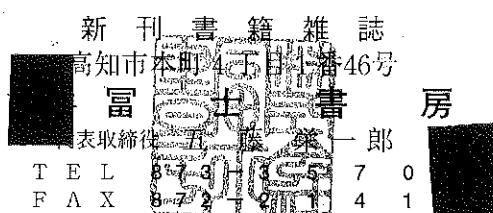
坂本 茂雄 様

平成27年 1月22日

但し

上記の金額正に領収致しました

復興被害 842円  
農山村は消滅した 842円  
タクスイター 842円  
ガバナス1月 823円



年度区分	整理番号
平成26年度	53

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 143,316 円 支出年月日 27年1月28日

1 調査研究費 2 研修費 ③広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 「県政かわら版」印刷代

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

002104

### 領 収 証

坂本茂雄 様



但シ 県政かわら版代  
上記の金額有難く領収致しました。

平成27年1月28日

株式会社 飛鳥  
代表取締役 永野正将  
〒780-0945 高知市本宮町65番地6  
TEL(088)850-0588(代) FAX(088)850-0599

現 金	2
小切手	
手形	
相殺	

被 者 名
-------------

※金額訂正並びに社印及び取扱者名無きものは無効とする

# 坂本 茂雄 県政かわら版

2015年  
如月号  
NO.48

<坂本茂雄県議会だより>  
■高知市丸ノ内1-2-20  
県議会 県民クラブ控室  
TEL 088-823-9523  
FAX 088-823-9063

12月 定例県議会

## 政務活動費の透明化など議会改革へ条例改正

### 台風・豪雨災害の復旧費用など補正予算も可決



12月定例会総務委員会で執行部に対して質問する坂本議員

衆院選挙の結果を受けた質問戦では、自民党議員の質問に対して知事は、三分の一を超える議席獲得について、「経済の好循環の実現や『地方創生』への取り組みなど今後の自公連立政権に対する期待の表れではないか」と述べ、これまでの2年間の政権運営において「道半ばのものもあるが、一定の成果をあげている。安倍政権の政権運営に対する期待の表れではないか」と答弁してしまいました。

しかし、自民党は比例代表選挙で、全有権者に占める割合・絶対得票率は16.99%で定数全体の37.8%に相当する68議席を占め、小選挙区では24.49%で75.3%に相当する222議席を得たという結果であり、けつして民意を反映したものとはなっていません。この得票率などに見られる民意の反映度合いや、さらには世論調査などに見られるアベノミクスへの評価や集団的自衛権、原発再稼働に対する否定的意見が多い中で、「大いなる評価」を下すことは、県民の求める県政との間に乖離を感じさせることへの懸念を感じざるを得ません。

安倍政権は、早速「集団的自衛権は信任された」とか「改憲に努力」とかも言い始めています。「数におひつた政権運営手法」に対して、充分警戒することが求められています。

## 安倍政権

### 【大いに評価】できるか

昨年12月定例県議会は、9月補正予算に引き続き、台風・豪雨災害の復旧費用などを盛り込んだ98億8000万円余りにのぼる補正予算案や、政務活動費の収支報告書などをホームページで公表するための条例の改正案など、あわせて44の議案を可決して閉会しました。

「小学校1年生の35入学級の維持、拡充を求める意見書」のみは、残念ながら少數否決されましたが、県民クラブで提出した「2015年度子ども・子育て支援新制度関連予算の充実・強化を求める意見書」など、それ以外の全ての意見書議案は全会一致で可決しました。

## 県政意見交換会

第59回 2月14日(土) 15時~

春野町公民館

第60回 2月15日(日) 15時~

長浜ふれあいセンター

第61回 2月22日(日) 13時30分~

一宮ふれあいセンター

第62回 3月29日(日) 15時~

下知コミュニティセンター

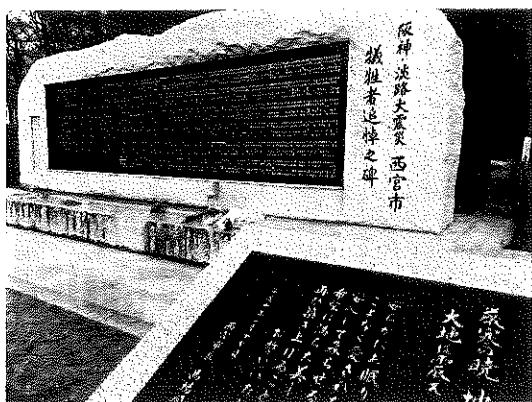
## 山積する諸施策・課題

### 県民に寄り添う県予算編成を

県議会の場でも、山積している「地方創生」「人口減少・子育て支援対策」「医療・介護拡充施策」「南海トラフ地震対策」「地方における若者の雇用対策」「第一次産業振興政策」「脱原発・再生可能エネルギー政策」などの課題が、県民に寄り添う形で具体化できることをめざして取り組まなければなりません。

2015年度予算議案などを審議する2月定例会は、2月23日に開会し、坂本議員は3月3日(火)午後一時頃から本会議における代表質問に登壇予定です。

&lt;坂本茂雄県政かわら版&gt;



昨年訪ねた大震災西宮市犠牲者追悼の碑

本年1月17日は、6434人の命を奪った阪神・淡路大震災から20年の節目の年で、当日は被災地を中心に全国が祈りに包まれました。

例年、坂本議員は1・17前に、毎年開催される西宮市にある関西学院大学災害復興制度研究所主催のフォーラムに参加してきましたが、今年は所用のため出席がかないませんでした。

今年、参加できなかつた「復興・減災フォーラム」では、「復興を測る尺度」としては、「統治的復興」を前提とした経済指標のイメージが強い。だが「市民的復興」を念頭とした新たな価値観を見つけなければならない時期に

きているのではないか。「市民的復興」と震災バネとなり、復興のエネルギーのつながりだ。「震災バネ」はその原動力になる。災害に対する色々な思い

が震災バネとなり、復興のエネルギーにつながっていく。人口の回復率や経済成長率と違つて、被災者一人ひとりの再生を復興のものさしとする。無機質な指標ではなく、豊かさ、絆、文化、さらには負の面として、人々の悲しみ、痛み、貧困といったことに注目する。

そうしたことが大切なのではないか

坂本議員は、高知県に対しても、この間「事前復興」についての取り組みの指摘をしてきましたが、新年度事業案では「南海トラフ地震による大規模な被害からの早期復興を実現するため、東日本大震災からの復興事例等を参考に、あらかじめ復興の基本方針の検討を行う」ため「震災復興計画の事前準備」を取りかかることになっています。

## 人間の努力次第で回避可能な「復興災害」

20年という積み重ねた歳月は、被災地を整つた街並みへと変化させたもの

塙崎賢明氏・立命館大学教授は著書

の、商店街では空洞化も進み、せつかく助かった命が、孤独死という形で1000人以上も奪われ、家を失つた被災者が住む災害復興住宅では高齢化や孤立化が進み、いまだ傷痕が残つてゐることも共有すべき事実であります。

復興のあり方については、よほど教訓を生かさなければ、阪神・淡路大震災の復興過程の弊害とも言える「復興災害」を避けることは、人間の努力次

きで可能なはずである。そのための備えをいま築いておかねばならない」というこの著者の言葉を、未災地の高知

# 阪神・淡路大震災から20年 教訓を南海トラフ地震の事前復興へ

災害の発生や緊急対応は数時間から数日の勝負であるが、復興は数年から十年以上の長い過程である。そ

の間に、力尽きて命を落としたり、家庭が崩壊したり町や村が衰退したりすることがある。こうした災害後の被害を「復興災害」と呼ぶ。(略)

震災で一命をとりとめたにもかかわらず、復興途上でなくなったり、健康を害して、苦しんだりする人々が大勢いる。その被害は個人の責任だけに帰すことはできないと思えた。この復興による災厄は「復興災害」と呼ぶ以外にあるまい。

これは自然の猛威ではなく、社会の仕組みによって引き起こされる人災であり、本来、防ぐことが可能な災害である。(略)

阪神・淡路大震災の被災地では一十年を迎える今日もなお「復興災害」にさいなまれている人々が存在する。ということがいわば阪神・淡路大震災の最大の教訓であるが、それが東日本で生かされているとは言い難い。

えをいま築いておかねばならない」というこの著者の言葉を、未災地の高知

**議会改革道半ば…**

# 政務活動費見直しでより透明性確保と信頼確保へ 支収報告書など四種類全ての書類を県議会ホームページ上で公開

坂本議員は県民の皆さんとの声を振り所に、常に政務活動費の見直しを求めてきました。

この間、「政務活動費の運用のあり方にに関する検討会」（以下「政務活動費検討会」と記す）での検討が重ねられ、昨年11月28日の議会運営委員会で、「政務活動費検討会」の検討結果を踏まえて、次の事項について政務活動費の運用を改めることを決定しました。

「情報公開のあり方」については、「これまで県議会に提出する必要がなかつた会計帳簿の提出を義務づけ」、この会計帳簿に加え、「これまで議会への提出義務はあつたものの、県議会の図書室でしか閲覧できなかつた收支報告書、領収書その他証拠書類、主要な政務活動の内容を記載した書類などをあわせて4種類の書類を今後、議会のホームページ上で2015年7月1日から全て公開すること」、また「昨年度から飲食を伴う会議にも充当できることとなつていたことについては禁止する」ことになりました。

**宿泊料は実費  
交通費領収書は提出原則**

加えて、宿泊料については、「定額支給」を改め、「領収書にもとづく実費支給」となります。（2015年度から）

しかし、この見直しに伴つては、高知市以外の選挙区の議員の活動保障などのため、高知市に設けた宿所に政務活動費を充当できることとなります。

今回の検討結果では、県民の皆さんにどうして納得のいくものではないかもしませんが、課題となつたものの、見直しまでには至らなかつたものなどについて、4面に「『政務活動費検討会』の協議経過及び決定内容」をお示しております。

「政務活動費検討会」は非公開だつ

**県民には当たり前の運用  
に一歩近づく**

このため、高知市に設けた宿所に政務活動費を充当できることとなります。

## 西岡元県議の説明責任追及は終わらない

今回の政務活動費見直しのきっかけとしては、「原則領収書不要」から「領収書提出を原則」とすることとなりました。（2015年度から）

西岡元県議の説明責任追及は終わらない

今回の政務活動費見直しのきっかけにもなった西岡元県議の政務活動費の不適正使用などの調査については、本人から「健康不良などを理由に調査協力拒否の最後通牒」的文書が議長に送られてきました。

しかし、坂本議員をはじめ複数議員が、県民にその使途を明確に示し、透明性を確保するための見直しがされたことについて、調査終了とするのではなく、引き続き調査協力を求めていく

ため、議論経過を多少なりとも県民の皆さんに明らかにするため、協議経過を明らかにすることとした。

このことも含めて、さらに今後見直された内容についてのチェックを経て、見直しの必要なものについて、改めて御意見を頂きたいと思います。

たため、議論経過を多少なりとも県民の皆さんに明らかにするため、協議経過を明らかにすることとした。

このことも含めて、さらに今後見直された内容についてのチェックを経て、見直しの必要なものについて、改めて御意見を頂きたいと思います。

たため、議論経過を多少なりとも県民の皆さんに明らかにするため、協議経過を明らかにすることとした。

## 「政務活動費の運用のあり方に関する検討会」の協議経過及び決定内容

検討事項	提案の趣旨等	提案に対する意見	検討会の結論
①情報公開 ・ホームページで収支報告書等を公開 ・CD-Rでの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 閲覧に供しているものは、全てホームページで出したらよい。(遠の方は閲覧に来ることができない。)</li> <li>○ コピーとCD-Rいずれかで提供できるようとする。</li> <li>○ 既に閲覧に供している26年度分から公開してもよいのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民にどんな活動をしているのかを示していく。</li> <li>○ 会計帳簿を非公開にする必要がない。併せて公開したらよい。</li> <li>○ 会計帳簿は収支と一致するので、この際公開したらどうか。</li> <li>○ 条例や法律一般的には遅ないので、次の4月1日から適用したらどうか。</li> </ul>	平成26年度分から収支報告書、証拠書類、主要な活動記録及び会計帳簿をホームページで公開。 CD-Rも、情報公開で開示請求があれば提供。
②飲食を伴う会費 ・廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国的に疑問視、批判が出ている。要望の廳取などの理屈はあっても、交流、懇親が主であり、公費を充てるべきではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政務活動費への充当実績もごくわずかであり、廃止が適当。</li> </ul>	平成27年度から、政務活動費を充当しない。
③支給方法 ・支給対象を会派又は議員へ一本化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 判例の解説等には、会派と個人の両方への支出は適当でないと見解がある。 個人一本化して、会派用務は個人から出し合って執行したらどうか。</li> <li>○ 会派に一本化すれば、チェック機能が働くので良いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会派で研究も行っており、現行が合理的。</li> <li>○ 会派活動と個人活動がそれぞれあるので、現行で。</li> <li>○ 会派と個人とに分けた方が、説明がしやすい。</li> </ul>	現行どおり。
④按分方法 ・合理性ある按分率へマニュアルを見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の按分基準に合理性があるかどうかが分からないため、マニュアルの見直しを。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人毎に状況が違うので境界が難しい。マニュアルの基本的考え方で説明責任が果たせるので問題ない。</li> <li>○ 現行マニュアルは、全国議長会の考え方を踏まえたもの。</li> </ul>	現行どおり。
⑤チェック機能 ・第三者機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民から第三者機関を設けてはどうかという意見がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監査委員による監査を受けている。</li> <li>○ ホームページでの公開によって、県民による厳しいチェックされることになる。</li> </ul>	現行どおり。
⑥四半期毎の収支報告 ・四半期毎の後払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使った分だけ交付する精算払いにすればとの県民の声もある。返還の作業も無くなる。</li> <li>○ きめ細かく出せば事務局もチェックしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3ヶ月毎に決算をしていたら、作業が大変になるし、会派としても使いづらくなる。</li> <li>○ 事務所費や人件費などの(立て替え)支出は厳しい。</li> </ul>	現行どおり。 書類等の早期提出に取り組む。
⑦政務活動記録簿の毎月提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員の活動を早く県民に知って貰いたい。 早期提出の方法について議論する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公開は別問題。事務局が早くチェックできるように(早期提出の)努力をするようにすればよい。</li> </ul>	現行どおり。
⑧報告の充実 ・報告内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いつ、どこで、誰と」は報告の中にあったほうが良い。パターンがあれば報告しやすい。 個人情報は事務局がチェックしてくれる。</li> <li>○ 政務活動が妥当かを県民が判断するため、成果を県民に還元するために詳細な報告が必要。</li> <li>○ 最低限の項目が入った様式を定め、写真や名刺をつけたらよい。</li> <li>○ 県民に説明できるよう、成果の詳細が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動記録簿に「いつ、誰と」も「場所」も出ている。情報源を明らかにすることで、政務活動が制限される場合もある。</li> <li>○ 「いつ、どういう用務、相手」は必ず書いている。 飛行機の搭乗券や高速道路の領収書で、調査に行ったことは証明できるので十分。 公開時に個人名を消せば、現行どおりでよい。</li> <li>○ 枠にはまった詳細な報告書の作成が求められた場合、報告書の作成自体が仕事となつて、自由な発想による調査の妨げになりかねないと感じる。</li> </ul>	現行どおり。 ※下記の内容をマニュアルへ付記  良識ある議員としての位置付けの中で、可能な限り詳細な報告をする。
⑨報告の充実 ・添付書類の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 添付書類の充実は、不適切支出防止のために必要。</li> <li>○ 調査先を証明する名刺、写真、パンフレット等の添付や支出を裏付ける宿泊確認書や広報誌などの添付が必要。(領収書だけでは、実際に調査したか、泊まったかどうかは証明できない。)</li> <li>○ 搭乗券、宿泊証明書やパンフレットなど可能なものは添付したら良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務付けは難しい。可能な限り名刺等を添付し、面談者を示すということは、今もやっていることなので、今までどおりでよいのではないか。</li> <li>○ 最後のよりどころが領収書であり、領収書にさらに添付する必要はないのではないか。</li> <li>○ 県民に対する公正性の証明のため、最大限取れるものは取るということよいのではないか。</li> </ul>	現行どおり。 ※下記の内容をマニュアルへ付記  添付書類は、議員の責任と義務において、可能な限り取れるものは取る。
⑩宿泊費 ・定額支給から実費支給への見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実費支給とする。</li> <li>○ 実費又はパック料金とする。</li> <li>○ 定額は本県以外では2県のみ。世論の見方も考慮した検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定額のままというのは難しい。実費制へ。 【関連意見】 ○ 海外については、安全面や季節的な割高料金などを考慮して、上限額は設けない方がよい。</li> <li>○ 上限額を定めたうえで、状況に応じて特例的な扱いができるように規定整備して運用すればよいのではないか。</li> <li>○ 実態に即して支出ができるような形が望ましい。</li> </ul>	宿泊料は実費支給へ見直し。  上限額の扱いは、他の団体や県の特別職の状況も踏まえ、27年度実施に向けて議論で別途協議。
⑪宿所への充当 ・高知市以外の選挙区の議員が高知市に設けた宿所への充当を可とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東西に長いという地理的要件や政治経済等が高知市に一極集中しているという県の実態から、活動の中心となる高知市に、高知市以外の選挙区の議員が政務活動の拠点として設けた宿所に政務活動費を充当できるようにする。</li> <li>○ 議員宿舎を新設することが財政的に難しい中で、事務所費と同様の考え方で、宿所に政務活動費を充当できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠隔地議員の往復に伴う時間的、体力的な負担や資料の持ち運び等の負担軽減につなげる措置も必要。</li> <li>○ 高知県の議員であり、高知市に事務所を持つてもおかしくはない。宿所に事務所費的に政務活動費を充当してもよいのではないか。</li> <li>○ 周辺部の議員と高知市近辺の議員との間の時間的なハンディを無くして、議員が公平に働けるようにといふことも考えるべき。</li> </ul>	高知市以外の選挙区の議員が、高知市に設けた宿所に政務活動費を充当できるようにする。
⑫JR等の交通費 ・領収書の提出を原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の「原則領収書不要で例外あり」の取り扱いを「領収書提出を原則とし、例外あり」に見直し。 ※「例外」は、領収書が取得できない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※特に意見なし。</li> </ul>	「領収書提出を原則とし、例外あり」にマニュアル見直し。
⑬条例の改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計帳簿を提出書類に位置付け。</li> <li>○ ホームページでの公開を条例に規定追加。(議会の主体的取り組みを条例上で明示)</li> <li>○ ホームページでの公開は平成26年度分から。</li> <li>○ 宿所を別表の事務所費の項に付記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※特に意見なし。</li> </ul>	提案内容どおりに条例を改正。

年度区分	整理番号
平成26年度	54

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金	3,497	円	支出年月日	27年 1月 28日
---	-------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情  
等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容	日刊「しんぶん赤旗」購読料(1月分)
-----	--------------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)



坂本 茂雄 領 収 書

新聞雑誌名 部数 金額 3,497円

日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497 2015年 1月分

上記の金額をしかにいただきました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
Tel088-822-7744

1/28 携帯

年度区分	整理番号
平成26年度	55

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金	86,547 円	支出年月日	27年2月3日
1 調査研究費 2 研修費 ③広報広聴費 4 要請陳情 等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費			
内 容	県政報告郵送料		
領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）			

### 領 収 書

第 2026年2月3日 号

おなまえ	坂本 茂雄 様	<領収内訳>
受領 金額	百万 千 百 十 五 四 七 円 〔内消費税額 6,410 円〕	現金 86,547 円 小切手 円 切手 円 証紙 円
<業務委託元等>		
<input type="checkbox"/> 株式会社ゆうちょ銀行 <input type="checkbox"/> 株式会社かんぽ生命保険 <input type="checkbox"/> 郵便貯金・簡易生命保険管理機構		

※ 金額欄を訂正しているものは無効です

		お取引の内容								
郵 便	切手・葉書・印紙・販売品の販売	内特(定)BC (@ 51 円) × 1697 (枚・個・通・件)								
	郵便料金の収納	(@ 円) × (枚・個・通・件)								
	[別納] 計器預納金 受取人払	(@ 円) × (枚・個・通・件)								
	着払 その他( )	(@ 円) × (枚・個・通・件)								
貯 金	保険証券(書)の記号番号						払込期間及び払込月数			
							年 月期から	年 月期まで	年 か月分	
							年 月期から	年 月期まで	年 か月分	
物販等							年 月期から	年 月期まで	年 か月分	
	店頭販売商品の販売									
	カタログ販売									
その他( )										

上記の金額を、確かに領収いたしました。

取扱郵便局

高知東

郵便局

27年2月3日

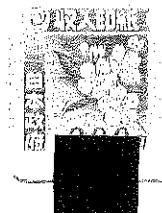
電話番号

088-878-4881

日本郵便株式会社  
(所在地: 東京都千代田区霞が関1-3-2)

受領者氏名

弘田 貴義



※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 2026年2月3日 号

年度区分	整理番号
平成26年度	56

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 51,456 円

支出年月日 27年2月3日

1 調査研究費 2 研修費 ③広報広聴費 4 要請陳情 等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 県政報告郵送料

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

### 領 収 書

第 123456789 号

おなまえ	坂本 茂雄 様	<領収内訳>
受領 金額	百万 51456 円 〔内消費税額 円〕	現金 51,456 円 小切手 切手 証紙
郵便 貯金 物販等	切手、葉書、印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 〔別納〕計器予納金 受取人払 着払 その他( )	内消費税 (@ 64 円) × 85% (枚・個・通・件) 内消費税 (@ 64 円) × 85% (枚・個・通・件) 内消費税 (@ 64 円) × 85% (枚・個・通・件) 内消費税 (@ 64 円) × 85% (枚・個・通・件)

※ 金額欄を訂正しているものは無効です。

#### お取引の内容

郵 便	貯 金	保険証券(書)の記号番号								払込期間及び払込月数					
		年	月	期	か	年	月	期	か	年	月	期	か	月	
郵便	2回目以降の保険料の払込み									年	月	期	か	月	
										年	月	期	か	月	
										年	月	期	か	月	
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他( )														

上記の金額を、確かに領収いたしました。

27年2月3日

取扱郵便局 東京都千代田区霞が関1-3-2 郵便局

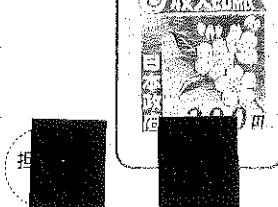
電話番号 03-5201-1234

日本郵便株式会社

(所在地：東京都千代田区霞が関1-3-2)

受領者氏名

坂本茂雄



※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 123456789 号

年度区分	整理番号
平成26年度	57

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 823 円	支出年月日 27年 2月 19日
---------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情  
等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 ガバナンス2月号
--------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

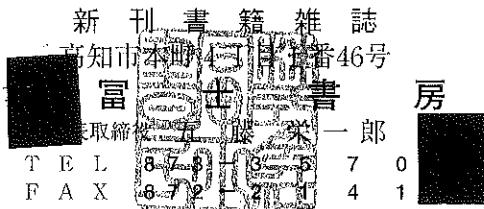
### 領 収 書

坂本 茂雄 様

平成27年 2月 19 日

823.-

但しオガバナス 上記の金額正に領収致しました  
2月号



年度区分	整理番号
平成26年度	58

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票（議員用）

金 3,497 円	支出年月日 27年 2月 24日
-----------	------------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情 等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 日刊「しんぶん赤旗」購読料(2月分)
------------------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）



坂本 茂雄

様

領 収 書

新聞・雑誌名

部数

金額

3,497 円

日刊「しんぶん赤旗」

1 3,497

2015年 2月分

上記の金額にしがないました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
TEL088-822-7744

領 収 書

2/24



年度区分	整理番号
平成26年度	59

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票 (議員用)

金 3,497 円	支出年月日 27年3月19日
-----------	----------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情  
等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 日刊「しんぶん赤旗」購読料(3月分)
------------------------

領収書等貼付 (重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)



坂本 茂雄 様

領 収 書

3,497 円

新聞・雑誌名 部数 金額  
日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497

2015年 3月分

上記の金額を支拂いました。  
ありがとうございます。  
高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
Tel088-822-7744

領收日 3/19 投 箱

年度区分	整理番号
平成26年度	60

議員名 坂本 茂雄

### 政務活動費支出伝票 (議員用)

金 823 円	支出年月日 27年3月26日
---------	----------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情  
等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

内 容 ガバナンス3月号
--------------

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

### 領 取 書

坂本茂雄 様

平成27年3月26日

823.-

但しガバナンス 上記の金額正に領取致しました  
3月号

